

地公退エース

No. 153
2023. 2. 13
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地方公務員退職者協議会

03-3262-15546

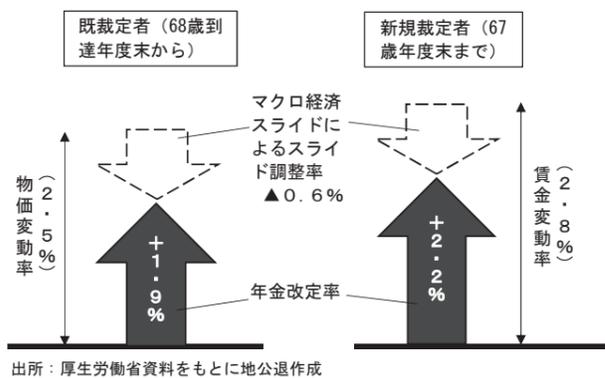
次期年金制度改正にむけ、議論はじまる 年金額の改定 一・九%増(六七歳までは二・二%増)

一月二〇日、厚生労働省は、二〇二三（R五）年四月から年金額が三年ぶりに引き上がることを公表した。また、昨年一〇月には、社会保障審議会において次期年金改正に向けた議論がスタートした。以下に、年金制度をめぐる最近の動向について報告する。

年金額改定 プラスに引き上がるも実質的に目減り

年金額の改定ルールは、新たに年金を受給する「新規裁定者」（六七歳年度末まで）は賃金スライド、すでに受給している「既裁定者」（六八歳到達年度から）は物価スライドを基本としている。二〇二二（R三）年に年金改正によって、現役世代の賃金の動きをより徹底して考慮することとされ、既裁定者の場合、物価変動率または賃金変動率のどちらか低い率を使って算定することとなった。

図表1 2023年度の年金額改定のイメージ



また、今回の改定では、年金制度の持続可能性を確保するためにマクロ経済スライドによる調整が行われる。現行ルールでは、物価や賃金が上昇した場合、年金額の伸びからスライド調整率分を減額することとなる。

図表1に示したとおり、今回の改定の指標となる賃金変動率が二・八%、物価変動率が二・五%と、近年に大きく幅に上昇した。また、マクロ経済スライドの調整率は二〇二二年度分が▲〇・三%だが、二〇二三年度分が▲〇・三%だが、この間繰り越されていた二〇二二年度と二〇二二年度分の未実施分▲〇・三%をあわせて、▲〇・六%となった。このため、年金額改定は、既裁定者が物価変動率からスライド調整率を差し引いた一・九%増、新規裁定者が賃金変動率からスライド調整率を差し引いた二・二%増となった。

給付水準の低下の影響をいかに小さく抑えるか

昨年一〇月二五日、第一回社会保障審議会年金部会が開催された。年金制度の意義・役割とこれまでの経緯等について議論され、次期改正へ動き始めた。

公的年金制度は、その時々を踏まえてその都度改正が行われてきた。二〇〇四（H一六）年には、①保険料の上限を一八・三%で固定、②基礎年金国庫負担の二分の一への引上げ、③積立金の活用、④マクロ経済スライドの導入、という大きな制度改革が実施され、年金財政の持続可能性は一定担保されることとなった。

しかし、マクロ経済スライドが導入され、年金財政は安定することとなったが、給付水準は徐々に引き下がっていくため、その

影響をいかに小さくするかが改革の課題として浮上してきた。

被用者保険の適用拡大 企業規模要件の撤廃が当面の課題

具体的には、短時間労働者への「被用者保険の適用拡大」と基礎年金の保険料を納める上限を六〇歳から六五歳に引き上げる「保険料拠出期間の延長」が近年の大きな改革課題となっている。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大は、二〇一六（H二八）年一〇月から五〇〇人超規模の企業を対象にスタートし、法案提出時で短時間労働者四〇万人が適用対象と推計されている。二〇二〇年の法改正によって、二〇二二（R三）年一〇月から一〇〇人超規模の企業へ拡大し、二〇二四（R七）年一〇月からは五〇人超規模企業まで拡大されることになっている。これらの措置によって、六五万人が新たな適用対象とみられている。

しかしながら、日本の雇用者五七〇〇万人のうち一〇〇〇万人を超える労働者に厚生年金等の被用者保険が適用されていない。これらの労働者が被用者保険に加入することによって、生活の安心安定を得られるメリットはきわめて大きい。また、二〇一九年に実施された公的年金の財政検証では、一〇〇〇万人を超える労働者が被用者保険に加入することによって、年金財政とりわけ基礎年金財政へのプラス効果が大きいことが明らかとなっている。企業規模要件の早期撤廃を当面の課題とし、被用者保険の更なる適用拡大を求めていく必要がある。

基礎年金拠出期間の延長 上限年齢を六〇歳から六五歳へ

基礎年金は、収入の多少にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を備え、様々な格差が広がる中で格差を是正する方向に作用する有意義な給付だ。マクロ経済スライドによる調整期間の長期化によって、基礎年金の給付水準が落ち込み、結果として年金制度の所得再分配機能が低下することが懸念されている。これを防ぐために、被用者保険の適用拡大とあわせて、基礎年金拠出期間の延長が大きな課題となっている。

現行では、基礎年金の拠出期間は二〇歳〜六〇歳までの四〇年間を上限としている。人は働くことによって生活の糧を得、かつ年金額は長く働くほど増える仕組みとなっている。高齢者雇用安定法が改正され、二〇二一年四月からは七〇歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となったが、国民年金加入者にとっては六〇歳以降に働いても基礎年金額が増えないのは理不尽なことだ。基礎年金の拠出期間の上限年齢を六〇歳から六五歳へ延長すべきだ。前回の二〇二〇（R二）年年金改正時にも、基礎年金の拠出期間の延長が議論されたが、財務省が拠出期間の延長にもなう国庫負担の確保に難色を示し、目の目を見ていない。次期改正にむけて、全力をあげて拠出期間の延長を実現させなければならない。

今後、二〇二四（R六）年の公的年金の財政検証にむけて議論が本格化し、二〇二五（R七）年の通常国会に法案を提出する動きが加速する。退職者連合に結集し、被用者保険の適用拡大をはじめとする諸課題の前進にむけて取り組み強化が求められている。

社保審医療保険部会「議論の整理」

子育て世帯の支援強化と後期高齢者の負担増を提言 払拭できなかつた「負担の世代間不平等論」

後期高齢者医療制度から出産育児一時金を支援
企業は「現役世代」を隠れ蓑に負担軽減

社会保障審議会医療保険部会は昨年二月一日、「全世代型社会保障構築会議」や「骨太方針二〇二二」等で検討を求められていた医療保険における「給付と負担の見直し」を中心としたテーマについて「議論の整理」をまとめた。「議論の整理」は最後に、「今般の整理は、すべての世代の安心を広く支え合い、次の世代に引き継いでいくための不可欠な改革」と記している。

しかし内容的には、「世代間の支え合い」というよりは、「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心の是正」といった、「現役世代」に名を借りた経済界の社会保障費用の負担軽減の主張が反映された感を払拭できない。

結果、出産育児一時金への後期高齢者医療からの抛却や高齢者医療の保険料水準の引き上げ等が盛り込まれ、一方、企業負担については、後期高齢者支援金の負担軽減や賃上げに対する企業への新たな補助金の創設などが打ち出された。

改めて、「世代間対立」を煽る議論ではなく、財源を確保して「質の高い医療提供体制と医療介護連携」という目的に沿った本質的な制度改革議論が求められる。

△部会の議論の整理▽（概要）

一、子育て世帯への支援の強化

① 出産育児一時金の引き上げ

二〇二三年四月から全国一律で五〇万円に引き上げ
引き上げ後三年を目途に在り方について検討する

② 出産費用の見える化（可視化）

・医療機関の特色や差額や無痛分娩等の価格等の公表
・出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入

③

・後期高齢者医療制度が出産育児一時金対象額の七％を負担
・実際の抛却は、後期高齢者支援金と相殺
・導入は、二〇二四年度から
・激変緩和措置：…二〇二四年度、二五年度は、全体の二分の一、二六年度からは全額

④

国保における被保険者に係る産前・産後期間相当分（四か月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除

二、全ての世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

① 高齢者負担率の見直し

二〇二四年度より、後期高齢者一人当たり保険料と現役世代一人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、高齢者の負担率の設定方法を見直す

②

高齢者の保険料負担の在り方を見直し
・年間の保険料の賦課限度額を現在の六六万円から八〇万円に引き上げ

③

保険料の均等割と所得割の比率を、所得割の比率を引き上げ四八・五二程度とする
高齢者の保険料負担の激変緩和措置
・賦課限度額を二年かけて段階的に引き上げる。（二〇二四年度七三万円、二〇二五年度八〇万円）

④

激変緩和措置の対象は、年金収入二二一万円相当まで
「現役並み所得」の判断基準の見直し
窓口負担割合の見直し（二割負担新設）が二二年一〇月に施行されたところであり、施行状況等を注視する必要がある

こと等から、引き続き検討する

⑤ 負担への金融資産・金融所得の反映の在り方

負担の公平性の観点等を踏まえつつ、引き続き検討する

三、被用者保険間における負担能力に応じて公平に負担する仕組みの強化

（一） 前期高齢者の医療給付費負担における被用者保険間の格差の是正について

・現行の「加入者数に応じた調整」に加え、部分的に「報酬水準に応じた調整」（報酬調整）を導入する

・報酬水準の導入の範囲は、「三分の一」以内に止める

（二） 現役世代の負担上昇の抑制・賃上げ促進のため、賃上げ等により報酬水準が上がった健保組合に対する補助を創設。

・健保連合会の高額医療交付金事業への財政支援の制度化

四、医療費適正化対策の実効性の確保

・後発医薬品の使用促進に向け、数値目標を設定

・重複投薬、多剤投与の適正化に向け、電子処方箋の活用促進

・多剤投与については、「調剤報酬六種類以上」という基準を踏まえて取り組む

五、国民健康保険制度改革の推進

（一） 国保制度の基盤強化に関する国と地方との協議

・出産時における保険料の負担軽減には、国の財政支援を

・退職者医療制度について、前倒しして廃止すべき

・国保制度改革の協議にあたっては、国が一方的に議論を押し付けず、結論が得られた事項に限り実施すべき

（二） 生活保護受給者の「国保等への加入」について

社会保障制度の根幹を揺るがし、国保制度の破綻を招きかねないため、国保等への加入は非常に難しいということを基本姿勢として、議論を深めるべき

（三） 後期高齢者医療制度の責任主体を都道府県に移すことに対して

後期高齢者医療制度については、都道府県内の全市町村が責任をもって運営に参加できるよう広域連合という枠組みが取られている。拙速な議論は、社会保障制度への信頼を損なう。慎重な検討が必要。

社保審医療部会「医療提供体制の改革に関する意見」を答申
「かかりつけ医制度の具体化」や

「職種別給与費の報告義務」は先送り

二月二十八日の「意見」の構成は、①かかりつけ医機能が發揮される制度整備、②医療法人制度の見直し、③地域医療構想の推進、④医療従事者に関する取組の推進、の四項目。

「かかりつけ医機能」の検討に際しては、「現在ある医療資源を踏まえ、性急な制度改革がなされないよう時間軸に十分留意することが必要」とし、二〇二五年を目途に議論を開始するとされた。

自由開業・自由標榜・フリーアクセスの下で、ムラ・ムリの蓄積、無用な競争により疲弊している我が国の医療現場を整え直すためには、医療機関の協調による提供体制の改革と、総合診療科的力量を持ち緩やかなゲートキーパー機能を果たす「かかりつけ医」のシステム整備を急ぐべきだが、またもや先送りされている。

また、医療法人の経営情報の報告に関し、医療関係職員の処遇改善策の実効性を検証するための「職種別給与費の報告」は、義務化ではなく「任意」の報告事項にとどまった。